

平成27年(ラ)第95号 裁判官忌避申立却下決定に対する即時抗告事件

(原審・宮崎地方裁判所平成27年(モ)第122号)

決 定

宮崎県延岡市北川町長井4940

抗 告 人 岩 崎 信

主 文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

### 第1 本件抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す。
- 2 申立費用は裁判所の負担とする。

### 第2 事案の概要

- 1 本件は、抗告人が、宮崎地方裁判所延岡支部平成27年(ワ)第28号表現の自由及び参政権侵害事件について、裁判官塚原聡の忌避を申し立てたところ、原審がこれを却下する原決定をしたことから、原決定を不服として、抗告人が即時抗告をした事案である。
- 2 抗告の理由は、別紙「抗告理由書」に記載のとおりである。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も裁判官塚原聡に対する忌避申立ては理由がないものと判断する。その理由は、原決定の「理由」中「第2 当裁判所の判断」の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。なお、抗告人は、原決定に論理則・経験則違反、理由の食い違い（民訴法312条2項6号）、判断遺脱（民訴法338条1項9号）がある旨主張するが、民訴法24条1項にいう裁判の公正を妨げるべき事情とは、裁判官と事件との関係からみて、通常人が判断して不公正な裁判がされるのではないかとの懸念を当事者に起こされるに足りる客観的

な事情をいうところ、抗告人が主張する事由はいずれもこれに当たらないことは明らかであって、原決定に所論の違法はない。

2 よって、塚原裁判官の忌避申立てを却下した原決定は相当であり、本件抗告は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり決定する。

平成27年12月3日

福岡高等裁判所宮崎支部

裁判長裁判官 西 川 知 一 郎

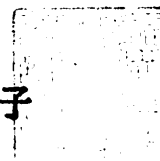
裁判官 下 馬 場 直 志

裁判官 秋 元 健 一

これは正本である。

前同日同庁

裁判所書記官 勝 田 裕 子



平成 27 年 11 月 10 日

平成 27 年(モ)第 122 号 裁判官に対する忌避の申立事件  
(基本事件 宮崎地方裁判所延岡支部平成 27 年(ワ)第 28 号 表現の自由及び参政  
権侵害事件)

福岡高等裁判所宮崎支部 御中

## 抗告理由書

抗告人 岩崎 信



### 抗告の理由

1. 判決に影響を及ぼすことが明らかな論理則・経験則違反がある

決定書 2 頁 3 行: 塚原裁判官と中立人との間で私的な利害が対立しているよ  
うな格別の事情があるとはいえず

とあるが、私的な利害が対立しているか否かにかかわらず、原告に対する被告の  
立場にある者が、原告を当事者とする事件の裁判を担当することは、偏僻不正  
な裁判をするであろうとの予測を一般公衆に対して強いるものである(論理則・経  
験則)から、裁判の公正が妨げられるべき事情があるといえるものである。

違法違憲といえる程の偏僻不正極まる不法訴訟指揮行為が行われており、同  
一当事者間の事件である当該事件についても、同様な偏僻不正な不法訴訟  
指揮行為が継続して繰り返されるであろうことは明白である。

2. 理由に食違いがある。(民訴法第 312 条-2-六)

2 頁 6 行目: また、②についてみても、申立人の主張は、基本事件の訴訟進行等に対する  
主観的な不満を述べるものにすぎず、塚原裁判官について裁判の公正を妨げるべき客  
観的な事情を指摘するものとはいえない。なお、申立人の主張を踏まえ、念のため関係記  
録を精査して検討しても、基本事件において塚原裁判官が民訴法により委ねられた合理  
的な裁量の範囲を超え、申立人にとって極めて偏頗な手続を行っているかのように申  
立人の論難は当たらない。

これ以上の偏僻がありうることを想像することのできないような偏僻な訴訟指揮  
を、合理的な裁量の範囲内ということとはできない。これが偏僻でないとするれば、偏  
僻な訴訟指揮は存在しないこととなり、論理則・経験則に反する。



合理的な裁量の基準の範囲についての判断の誤りがある。事実の評価・解釈に誤りがある。

原告が確実に出席できないことが周知されている日時に原告の同意なく口頭弁論期日を指定したことが、偏弊不公正でないとはいえない。憲法 82 条、32 条、14 条に適合しない訴訟指揮を合理的な裁量の範囲と評価することは不可能である。

とりわけ、憲法 21 条表現の自由、15 条参政権の侵害に関わる事件であることを考慮すれば、憲法 82 条 2 項に規定されるように、裁判の対審・公開について最大限の配慮がなされなければならない、原告が確実に出席できないことが予めわかっている日に口頭弁論期日を指定することは、言語道断の暴挙である。

3. 忌避申立の理由 2 頁 27 行目から 5 頁 23 行目についての判断の遺脱がある。  
(民訴法第 338 条-九)
4. 以上のとおり、憲法 82 条、32 条、14 条、76 条 3 項、市民的政治的権理国際規約 14 条に適合しない決定であるから、破棄されなければならない。

以上

## 抗告についての注意事項

1 高等裁判所の決定又は命令に対しては、不服申立て（抗告）をすることができます。抗告をする場合には、次の2つの制度があります。

(1) **特別抗告の提起**（民事訴訟法336条，家事事件手続法94条，非訟事件手続法75条）

高等裁判所の決定又は命令について、憲法の解釈の誤りその他憲法違反があることを理由とするときに提起することができます。

(2) **抗告許可の申立て**（民事訴訟法337条，家事事件手続法97条，非訟事件手続法77条）

高等裁判所の決定又は命令について、次のア又はイを理由とするときに申し立てることができます。

ア 最高裁判所の判例（これがない場合にあっては、大審院又は上告裁判所もしくは抗告裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断があること

イ その他の法令の解釈に関する重要事項を含むこと

2 1の(1)特別抗告の提起と1の(2)抗告許可の申立ては、1通の書面ですることはできません。

3 1の(1)特別抗告の提起と1の(2)抗告許可の申立ては、高等裁判所の**決定正（謄）本又は命令正（謄）本の送達を受けた日から5日以内に申立ての書面を福岡高等裁判所宮崎支部**に提出してしなければなりません。

4 申立ての書面の表題は、次のように記載してください。

(1) 1の(1)特別抗告の提起の場合

「**特 別 抗 告 状**」

(2) 1の(2)抗告許可の申立ての場合

「**抗 告 許 可 申 立 書**」

5 特別抗告状のあて名は「**最高裁判所**」と記載してください。

抗告許可申立書のあて名は「**福岡高等裁判所宮崎支部**」と記載してください。

6 「特別抗告状」に「特別抗告の理由」を記載するときは、1の(1)に該当する事項を記載してください。

「抗告許可申立書」に「抗告許可の申立ての理由」を記載するときは、1の(2)のア，イに該当する事項を記載してください。

福 岡 高 等 裁 判 所 宮 崎 支 部